



福祉事業経営に役立つ情報をコンパクトにお届け

# ウェルフェア・レポート<sup>®</sup>

発行：MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室

発行先：株式会社ユアーズブレーン 広島市国泰寺町1-3-29MR Rデルタビル3F TEL:082-243-7331

◆本レポートは、MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室 会員(発行者)から無料で提供させて頂いております◆

## 「介護助手」の確保・活用をめぐる議論

～厚生労働省

厚生労働省は10月17日、「第99回社会保障審議会介護保険部会」を開催し、「介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進」について議論した。

この日はまず、9月28日に開催された政府の全世代型社会保障構築会議(第7回)において提出された「介護分野の改革」について、「介護人材の確保のための介護サービス事業者の経営の見える化や行政手続きの原則デジタル化等による、現場で働く介護職員の勤務環境の改善、テクノロジーの活用等も含めた介護現場の生産性の向上や、経営の大規模化・協働化等による人材や資源の有効活用等の推進」などの検討事項が示されたことを確認。これを踏まえて、総合的な介護人材確保、地域における生産性向上の推進体制の整備、施設や在宅におけるテクノロジーの活用、介護現場のタスクシェア・タスクシフティング、経営の大規模化・協働化等——の項目ごとに現状と課題を示したうえで具体的な論点を提示した。論点として示されたのは総合的な介護人材確保では、▽多様な人材のさらなる参入促進策、▽介護の仕事の魅力を効果的に発信する方策、▽外国人介護人材の受け入れ・定着を促し、介護福祉士の資格取得を支援する方策。介護現場のタスクシェア・タスクシフティングでは、▽いわゆる介護助手の確保・活用策。経営の大規模化・協働化等では、▽地域の実情等を踏まえた経営の大規模化・協働化の推進策、▽社会福祉連携推進法人制度の普及・活用策——など。

審議では、介護助手が争点の一つになった。委員からは、「介護の質の確保が大前提となる」「中高年というイメージに固定化させず、若者にも訴える工夫が必要」「特に地方では介護助手の人材が集まるのか。掃除や洗濯の業者など他業界と協業していかなければ成り立たないのではないか」といった意見が出た。また、「まずは介護職員の処遇を他産業と比べて遜色ない水準まで引き上げることを最優先すべき」など、複数の委員がさらなる処遇改善を要望。「ハローワーク(公共職業安定所)の機能強化」を求める声も上がった。

## 新型コロナによる「要介護認定の臨時的取扱い」を終了

～厚生労働省

厚生労働省は10月14日、都道府県介護保険担当主管部(局)に対し、前日付け事務連絡を訂正※する形で「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて」(介護保険最新情報 Vol.1106)を事務連絡した。

内容は2020年2月18日付けで示された、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、認定調査が困難な場合、要介護認定の有効期間について、従来の期間に、新たに12カ月分までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることを臨時的に認める」とした事務連絡の変更。原則として来年4月1日以降に有効期間満了日を迎える被保険者から、通常の更新認定を実施することを求め、上記の臨時的取扱いは有効期間満了日が来年3月31日までの被保険者に限っての適用となる。その背景には、現在の被保険者の心身状況を長期間にわたって適正に把握できない状態が続くことへの懸念と、上記の臨時的取扱い終了直後1年間に予想される、市町村が処理すべき更新件数と事務量の集中的増大がある。

ただし、各市町村の判断に基づき、来年4月1日から再来年3月31日までに有効期間満了を迎える被保険者については、臨時的な取扱いを続けることが認められるとしている。

※訂正内容は、13日付けにあった「ICT等を活用した介護認定審査会の開催について」の割愛。

## 管理者の人員配置基準見直しを提言

～政府

政府の規制改革推進会議は10月13日、第4回会合を開き、今後議論する主な論点として「緊急に対応すべき課題」と「当面の重要課題」を決定した。

介護関係では「緊急に対応すべき課題」として、「地域の医療・介護関係者間における患者の治療や創薬等のための医療データの共有や利用の円滑化」が挙げられ、医療に関する個人情報を取得・利活用するプロセスでの、当該個人の権利利益の保護のあり方について、EUのEHDS(European Health Data Space)規則案など諸外国の動向も踏まえ検討していく。

一方で「当面の重要課題」とされたのは、「地方における高齢者等への持続的な医療・介護」。ケアの質の維持を前提に、介護、障害者福祉分野などにおける管理者などの人員配置基準の見直しや、医療・介護関係職のタスクシフト/タスクシェアを推進する。あわせて、薬剤師の対人業務強化のための調剤業務の一部外部委託に向けた取り組みなど、医療関係職がそれぞれの専門性を発揮できる制度環境の整備について議論を進めていく。

## バス送迎時の安全管理徹底を改めて周知

～厚生労働省

厚生労働省は10月13日、「介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所等における車両による送迎に当たっての安全管理の徹底について」を、都道府県・指定都市・中核市に事務連絡した。

認定こども園の送迎バスに子どもが置き去りにされて亡くなった事案を受け、バス送迎に当たっての安全管理徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を政府として取りまとめて周知したことに伴い、その内容を介護事業者も参考にし、今一度送迎時の利用者の安全管理を徹底するよう求めている。同プランには、所在確認や安全装置の装備義務付け、安全管理マニュアルの作成などが記載されている。

## ケアマネジャー試験受験者数 前回より159人増加

～厚生労働省

厚生労働省は10月9日、「第25回介護支援専門員実務研修受講試験」を実施した。今回の受験者数は5万4,449人。前回の5万4,290人から159人増えた。

都道府県別では、東京都が最多で4,183人(前回比13人増)。大阪府3,687人(同110人増)、神奈川県3,078人(同107人増)、北海道2,834人(同74人減)、兵庫県2,572人(同101人減)がそれに続いている。最も少ないのは山梨県で273人(同28人減)。次に福井県393人(同±ゼロ人)、鳥取県409人(同26人減)、香川県416人(同3人増)、佐賀県484人(同12人増)となっている。

合格者は12月2日に発表される予定。

## 9割の特養が原油価格・物価高騰の影響を実感

～独立行政法人福祉医療機構

独立行政法人福祉医療機構は10月7日、「社会福祉法人経営動向調査(2022年9月調査)」の結果を公表した。調査は特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人519法人を対象に9月1日から22日までWeb上で実施し、420法人が回答。

特別養護老人ホームにおける原油価格や物価の高騰による経営上の影響を聞いたところ、影響があったと回答した施設は全体の9割の378施設。科目別にみると、前年度同期比で水道光熱費が増加した施設は91.3%、車両費(ガソリン代等)が増加した施設は79.9%、保健衛生費が増加した施設は61.6%、介護用品費(おむつ代等)が増加した施設は51.1%、給食費が増加した施設は45.5%に及んでいる。水道光熱費のうち、前年度同期比で電気代が増加した施設は91.6%、ガス代が増加した施設は82.7%、水道代が増加した施設は56.5%。電気代が増加した施設の割合が最も大きかったが、30%以上費用が増加した施設の割合はガス代が最も多かった。

## 介護事業者の倒産が過去最多ペース

～株式会社東京商工リサーチ

株式会社東京商工リサーチは10月7日、今年1～9月における「老人福祉・介護事業」の倒産が前年同期比49件増の100件に達し、過去最多になったことを公表した。1～9月の累計が100件に達したのは2000年以降で初めて。

業種別では、連鎖倒産が発生したデイサービスを含む「通所・短期入所介護事業」が、大手事業者との競争や物価高などの運営コスト増大が影響し45件(前年同期13件)と急増。次いで「訪問介護」が36件(同30件)。「有料老人ホーム」も10件(同2件)と急増している。原因別では、販売不振(売上不振)の58件(同37件)が最も多く、次いで他社倒産の余波が21件(同1件)、既往のシワ寄せ(同5件)と事業上の失敗(同2件)が各6件だった。形態別では、破産が91件(同49件)と全体の91.0%を占め、特別清算6件(同ゼロ)と合わせ、消滅型が全体の97.0%だった。再建型の民事再生法は3件(同2件)にとどまった。

同社は、介護事業者の倒産が過去最悪ペースをたどっていると指摘。今年1～9月に倒産した100社のうち17社が、機能訓練型デイサービスなどを運営しているステップパーテナーの破産に関連したものであり、さらに、関連する10社超が年内までに倒産集計に計上される見込みで、このままいけば今年も過去最多だった2020年の年間118件を大幅に上回るとしている。今年も、コロナ支援や介護報酬のプラス改定などの支援策の縮小に加え、原油高や円安といった想定外の事態も重なり、介護用品、光熱費などの運営コストが大幅に上昇するなど、介護事業者にとって新たな負担が生じている。物価高を背景に、コスト削減に向けた支援が急務になっている。

## 介護現場での文書負担軽減等に向けた取り組みを再周知

～厚生労働省

厚生労働省は10月7日、「介護現場における文書負担軽減等に向けた取組の周知について」(介護保険最新情報 Vol.1104)を都道府県や市区町村、介護保険関係団体に事務連絡した。

介護サービス事業所が行政手続きについての要望を提出するための窓口として「介護分野の行政手続きに関する簡素化・利便性向上に係る要望受付フォーム」を設置したことを再通知。窓口で集めた“現場の声”を今後の具体策の立案につなげていく考えだ。

あわせて、「電子申請・届出システム」における動作や入力内容、インターフェース等を踏まえて、指定申請等における様式例を提示していることも改めて通知した。新たに整備した「電子申請・届出システム」を行政手続きに使用することを原則化する方針で、そこで用いる書類の統一的な標準様式も公表し、事業者にも活用を促すよう求めている。